



**○自治会への加入について**  
 住みよく安全で豊かな地域づくりのため、自治会に加入しましょう。  
 転入先の自治会が不明な場合は、お問合せください。  
 (問合せ窓口) 地域づくり支援センター(光市島田4-14-3) 電話:0833-72-8880

《お問合せ・ご意見窓口》  
 各手続き内容に関するお問合せは、『手続き場所・問合せ』欄に記載の窓口までお願いします。  
 また、本ガイドに関するご意見等については、本庁2階の行政改革推進室(☎0833-72-1400内線228)までお寄せください。

## 光市行政手続きガイド

### 転入したときの主な手続き

光市役所 本庁	〒743-8501	山口県光市中央6丁目1-1	☎0833-72-1400
総合福祉センター	あいばーく光	山口県光市光井2丁目2-1	☎0833-74-3000
	教育委員会	山口県光市光井9丁目18-3	☎0833-74-3600
	大和支所	山口県光市大字岩田2356-1	☎0820-48-2211
光市水道局	〒743-0063	山口県光市島田1丁目17-1	☎0833-71-0700

注:Ⓜのあるものは、室積出張所、浅江出張所、三島出張所及び周防出張所で手続きができます。

注:①～③は本庁1階の窓口番号です。

- 主な手続き:
- 1ページ
- 住民票・印鑑登録
  - 国民健康保険  
光市国民健康保険以外の健康保険の加入者は、勤務先、健保組合、協会けんぽなどにお問合せください。
  - 後期高齢者医療  
75歳以上および65歳から74歳の一定程度の障害のある被保険者が対象です。
  - 国民年金  
厚生年金または共済年金加入者は、勤務先、年金事務所、共済組合などにお問合せください。
- 2ページ
- 介護保険
  - 福祉・教育
- 3ページ
- 福祉
  - 税金
  - ごみ
  - 水道・下水道
  - その他

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
<b>1 転入届</b> Ⓜ 転入した日から14日以内にお手続きください。 ※転校手続きは9番をご覧ください。	●印鑑(朱肉使用) ●前住所地で交付された『転出証明書』 ●届出人の身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険の保険証など) ※代理の方が手続きをする場合は、委任状が必要になることがあります。詳しくはお問合せください。 ※該当するお子様がいる場合、転校手続きに必要な『就学校指定通知書』を交付しますので、通知書に記載してある学校でお手続きください。	本庁1階 ① 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1400 内線272 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
<b>2 印鑑登録申請</b> Ⓜ	●登録する印鑑 ●官公署発行の顔写真付身分証明書(運転免許証、パスポート等) ※お持ちでない方はお問合せください。 ※代理の方が手続きをする場合は、委任状が必要です。また、即日の登録はできませんので、詳しくはお問合せください。	本庁1階 ① 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1400 内線272 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
<b>3 国民健康保険</b> Ⓜ	●印鑑(朱肉使用) (既に国民健康保険に加入している世帯に転入する場合) ●光市がその世帯に交付している保険証(国民健康保険被保険者証) ※出張所で手続きをされた場合は、後日、保険証(国民健康保険被保険者証)をご自宅に郵送します。	本庁1階 ② 市民課 保険年金係 ☎0833-72-1400 内線291・292・295 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
<b>4 後期高齢者医療制度</b>	(県内の市町から転入する場合) ●保険証(後期高齢者医療制度被保険者証) ▲限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受療証 ※交付されている方 (県外の市区町村から転入する場合) ●前住所地で交付された『負担区分証明書』 ▲特定疾病療養受療証や障害者手帳等 ※交付されている方	本庁1階 ③ 市民課 高齢者医療係 ☎0833-72-1400 内線294・296 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
<b>5 国民年金</b> Ⓜ 転入時にお手続きください。	●年金手帳 ●印鑑(朱肉使用)	本庁1階 ② 市民課 保険年金係 ☎0833-72-1400 内線291・292・295 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
<b>6 介護認定等手続き</b> (前住所地で認定がある場合) 介護認定／介護保険負担限度額認定	●印鑑 ●前住所地で交付された『受給資格証明書』 * 前住所地で認定がなかった方は、手続きの必要はありません。	あいぱーく光 高齢者支援課 介護保険係 ☎0833-74-3003
<b>7 高齢者サービスの申請など</b>	* サービス内容や利用についてお問合せください。	あいぱーく光 高齢者支援課 高齢福祉係 ☎0833-74-3003
<b>8 身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳の申請・住所変更など</b>	* 持ち物等は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。 * 障害福祉サービスの申請などについては、お問合せください。	あいぱーく光 社会福祉課 障害福祉係 ☎0833-74-3001 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
<b>9 転校手続き(公立小中学校)</b> ※『就学校指定通知書』の発行は1番をご覧ください。	●前の学校で交付された『在学証明書』 ●前の学校で交付された『教科書給与証明』 ●就学校指定通知書《1 転入届の手続き》で交付されたもの	* 「就学校指定通知書」に記載されている学校でお手続きください。 (手続きについての問合せ先) 教育委員会 学校教育課 ☎0833-74-3602
<b>10 妊婦健診や乳児健診、予防接種に必要な書類の受領</b> 妊婦健診票／乳児健診票 予防接種予診票	●母子健康手帳	あいぱーく光 健康増進課 健康増進係 ☎0833-74-3007
<b>11 保育所の入所届</b>	* 手続き前にお問合せいただくか、入所を希望する保育所の指示に従いお手続きください。	あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005
<b>12 子ども手当の手続き</b> 前住所地の転出予定日から15日以内にお手続きください。 ※中学校卒業までの子どもを養育する親等に支給します。	●印鑑(朱肉使用) ●保護者の健康保険被保険者証 ●保護者名義の通帳 ※その他、必要に応じて提出する書類があります。 * 手続きが遅れた場合は、手続きの翌月分からの支給となります。	あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
<b>13 乳幼児医療費助成制度</b> ※小学校就学前までの児童(6歳到達後最初の3月31日まで)の医療費を助成します。	【所得による制限があります】 ※「所得課税証明書」が必要になる場合がありますので、手続き前にお問合せください。 ●印鑑(朱肉使用) ●お子様の名前が記載されている健康保険被保険者証	あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
<b>14 子ども医療費助成制度</b> ※小学校1年生～中学校3年生までの児童(15歳到達後最初の3月31日まで)の入院費を助成します。 ※入院予定のある方のみ申請	【所得による制限があります】 ※「所得課税証明書」が必要になる場合がありますので、手続き前にお問合せください。 ●印鑑(朱肉使用) ●お子様の名前が記載されている健康保険被保険者証	あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005
<b>15 児童扶養手当の手続き</b> ※父母の離婚や死亡などにより、父または母と生計が同じでない児童(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育している父母又は父母に代わって児童を養育している方に支給します。	(前住所地で支給を受けていた方) ●印鑑(朱肉使用) ●前住所地で交付された『児童扶養手当証書』の写し(全部支給停止者を除く) ●保護者名義の通帳 * 前住所地で支給を受けていなかった方の新規認定請求については、お問合せください。	あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005
<b>16 ひとり親家庭医療費助成制度</b> ※18歳まで(18歳到達後最初の3月31日まで)の母子・父子家庭の児童及び養育者の医療費を助成します。	【所得による制限があります】 ※「所得課税証明書」が必要になる場合がありますので、手続き前にお問合せください。 ●印鑑(朱肉使用) ●保護者とお子様の健康保険被保険者証	あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005
<b>17 原動機付自転車、小型特殊自動車のナンバープレート交付の手続き</b>	* 他市区町村のナンバープレートの返納もできます。 ●印鑑 ●登録する車両の車名(メーカー名)、排気量、原動機の型式、車台番号がわかるもの	本庁1階 <b>5</b> 税務課 市民税係 ☎0833-72-1400 内線255・256 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
<b>18 ごみの処理申出</b> ※既に設置してあるボックスやステーションを利用される方は申出は不要です。	* 持ち物はありません。 * ごみは、「光市ごみ分別事典」「光市ごみ収集カレンダー」で分け方・出し方を確認し、決められた場所に決められた時間までに出してください。	環境事業課 ※本庁舎北側別棟 ☎0833-72-1400 内線300・301
<b>19 犬の住所変更手続き</b>	●印鑑 ●前住所地の登録鑑札	本庁1階 <b>10</b> 環境政策課 環境保全係 ☎0833-72-1400 内線283・284 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
<b>20 水道・下水道使用開始</b> ※水道(井戸水併用を含む)の使用を開始される方	* 電話でご連絡ください。 ※下水道を使用される方については、水道局への電話連絡により、下水道使用開始の手続きが完了します。	水道局 業務課料金係 ☎0833-71-0705
<b>21 下水道使用開始(異動)届</b> ※水道を使用しない方のうち、下水道の使用を開始される方	●印鑑 * 世帯員の人数により料金が決まるため、世帯員が増えた場合など世帯の人数に増減があるときにも、手続きが必要になります。	本庁1階 <b>11</b> 下水道課 業務係 ☎0833-72-1400 内線382・383

【記号の説明】 ●:持ち物のうち必ず必要なもの ▲:該当する場合のみ、必要となるもの